

## 麻薬の取扱いについて

## 麻薬及び向精神薬取締法の概要

麻薬の管理については、麻薬及び向精神薬取締法に定められており、麻薬の使用を医療用もしくは研究用に限定することにより、乱用による保健衛生上の危害を防止するために設けられたものである。この法律では、製造から販売流通、医療機関での保管・管理、麻薬施用者による施用に至るまで細かく規定されている。

### 1 定義・免許

#### (1) 麻薬施用者（法第2条、法第3条）

- 「麻薬施用者」は医師、歯科医師、又は獣医師である。
- 「麻薬施用者」とは、都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療目的で業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。
- 麻薬施用者免許の有効期間は、免許を受けた日から翌年の12月31日までである。

#### (2) 麻薬管理者（法第2条、法第3条、法第33条）

- 「麻薬管理者」とは、都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のために交付される麻薬を業務上管理する者をいう。
- 「麻薬管理者」は、医師、歯科医師、獣医師、又は薬剤師で、二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設にあっては、麻薬管理者一人を置かなければならない。ただし、この場合、麻薬施用者もしくは開設者が麻薬管理者をかねてもかまわない。

#### (3) 麻薬小売業者（法第2条、法第3条）

- 「麻薬小売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業務とする者をいう。
- 薬局開設の許可を受けている者。

## 2 譲渡し・譲受け

### (1) 譲渡し（法第24条）

麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- ① 麻薬診療施設の開設者が、施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合
- ② 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する必要がなくなった場合において、その麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。
- ③ 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又はその相続人に代わって相続財産を管理する者が、現に所有し、又は、管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

### (2) 譲受け（法第26条）

麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りではない。

- ① 麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受ける場合
- ② 麻薬処方せんの交付を受けた者が、その処方せんにより調剤された麻薬を麻薬小売業者から譲り受ける場合

## 3 管理・保管（法第33条、法第34条）

- 麻薬は麻薬管理者（管理者がない場合は施用者）が管理（受払、保管、廃棄等）しなければならない。
- 麻薬の保管については、業務所内に麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければならない。

## 4 施用・交付（法第27条、法第30条、法第33条）

- 麻薬施用者でなければ麻薬を施用し、施用のために交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。
- 麻薬施用者又は麻薬小売業者は、政府発行の証紙で封が施されているまま麻薬を交付し、又は譲り渡してはならない。
- 麻薬施用者は、麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療

施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

## 5 麻薬処方せんの交付（法第27条）

○ 麻薬を記載した処方せんには、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要がある。

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- ④ 処方せんの使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方せんの発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の氏名、押印（署名でも可）、免許番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

## 6 記録（法第39条、法第41条）

麻薬施用者が施用もしくは施用のために交付を行った際の診療録（カルテ）への記録と、麻薬管理者が麻薬卸売業者から譲受け、その麻薬が使用されるまでの流れの記録（麻薬帳簿への記録）が必要。

○ 患者の氏名、住所、病名、主要症状、麻薬品名、及び数量、交付年月日を記載しなければならない。

○ 診療録の保存期間は、5年間（医師法第23条第2項）。

○ 帳簿の保存期間は、2年間。

## 7 廃棄（法第29、35条）

麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届出て、当該職員の立ち会いの下に行わなければならない。

ただし、麻薬処方せんにより、調剤された麻薬については麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員の立ち会いの下に廃棄し、30日以内に都道府県知事に調剤済麻薬廃棄届を届出なければならない。

## 8 事故の届出（法第35条）

麻薬管理者又は麻薬施用者は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じた場合は、速やかにその麻薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、都道府県知事に届け出なければならない。

# 病院、療養所における麻薬の施用について

照 会

〔昭和30年5月31日 薬第739号〕  
〔厚生省薬務局麻薬課長宛 愛媛県衛生部長〕

国立を含む病院，療養所等麻薬業務所の立入検査を実施したところ，入院患者等に対する麻薬の施用について疑義があるので，左記の点につき如何に指導すべきか貴職の指示を得たく照会します。

記

麻薬の施用は麻薬施用者自ら直接患者に麻薬を施用すべきであると解するが，左の場合は麻薬施用者の立会の有無に拘らず麻薬取締法第27条違反であるとして指導処理してよろしいか。

1. 麻薬施用者免許を有せざる医師或はインターン生が麻薬施用者たる医師の許可又は指示により麻薬（注射液）を患者に施用する行為。
2. 看護婦が麻薬施用者たる医師の指示又は許可により，入院患者等に対し麻薬（注射液）を施用する行為。

回 答

〔昭和30年10月21日 薬麻第591号〕  
〔愛媛県衛生部長宛 厚生省薬務局麻薬課長〕

昭和30年5月31日薬第739号をもって照会のあった標記の件については，麻薬施用者の免許を有しない医師，実地修練生又は看護婦が麻薬施用者の直接の監督又は指示の下に麻薬を注射する等麻薬の施用の補助をする場合は，麻薬取締法第27条第1項に違反しないものと思料する。

しかし乍ら麻薬施用者の免許を有しない医師が麻薬の施用に関与する場合は，麻薬取締上望ましくない結果を生ずるおそれなしとしないので，麻薬施用者が自ら施用するよう御指導ありたい。